様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年　4月　8日

福井県知事　殿

提出者

住所　越前市上真柄町32-26

氏名　柳井化学工業株式会社　武生工場
執行役員工場長　松山　隆司

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0778-27-2100

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	柳井化学工業株式会社　武生工場
事業場の所在地	越前市上真柄町32-26
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	E16（化学工業）
②事業の規模	2,544,112千円（製造品売上額　昨年度実績）
③従業員数	69名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【別紙1】の通り

（日本産業規格　A列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）
【別紙2】の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） 【別紙3】の通り		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 【別紙3】の通り		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組） 種類としては廃油、廃酸、廃ｱﾙ、有害油、有害酸に分けられるが、廃油、廃酸、廃ｱﾙそれぞれﾀﾝｸを設置しております。有害廃液に関しては有害物質貯蔵指定施設及びﾄﾞﾗﾑでの分別を行い危険物倉庫又は廃液置場にて保管しています。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組） 今後も新製品の生産により廃液量も増加すると考えられるので、廃油ﾀﾝｸ及びﾄﾞﾗﾑによる分別を確り行っていきたい。また、有害物質貯蔵指定施設及び廃液置場の見直しも実施し、分かりやすくしていきたい。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	【別紙4】の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

<table>
<tr><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>【別紙4】の通り</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処　理　委　託　量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">電子情報処理組織の
使用に関する事項</td><td colspan="4">【前年度（　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物
排　　出　　量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）
全ての産業廃棄物に関して電子情報処理組織に移行している。現状を維持継続する。</td></tr>
<tr><td>※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標および取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量および認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨および理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

【 別紙1 】　④ 特別産業廃棄物の一連の処理の工程

特別管理産業廃棄物の種類

< 廃油 >

中間処理業者(再生)へ委託	(処理後は燃料として再資源化)
中間処理業者(焼却)へ委託	(処理後の燃え殻は管理型処分場に埋立処分)
中間処理業者(焼却)へ委託	(処理後の燃え殻はセメント原料として再資源化)

< 廃酸 >

中間処理業者(再生)へ委託	(処理後は冷却水として再利用)
中間処理業者(再生)へ委託	(処理後は燃料として再資源化)
中間処理業者(中和)へ委託	(処理後は下水道放流) (中和残渣は管理型処分場に埋立処分)
中間処理業者(焼却)へ委託	(処理後の燃え殻は管理型処分場に埋立処分)
中間処理業者(焼却)へ委託	(処理後の燃え殻はセメント原料として再資源化)
中間処理業者(再生)へ委託	(製造工程の原材料として再生利用)

< 廃アル >

中間処理業者(再生)へ委託	(処理後は冷却水として再利用)
中間処理業者(再生)へ委託	(処理後は燃料として再資源化)
中間処理業者(中和)へ委託	(処理後は下水道放流) (中和残渣は管理型処分場に埋立処分)
中間処理業者(焼却)へ委託	(処理後の燃え殻は管理型処分場に埋立処分)
中間処理業者(焼却)へ委託	(処理後の燃え殻はセメント原料として再資源化)

< 有害廃油 >

中間処理業者(焼却)へ委託	(処理後の燃え殻は管理型処分場に埋立処分)
中間処理業者(焼却)へ委託	(処理後の燃え殻はセメント原料として再資源化)

< 有害廃酸 >

中間処理業者(焼却)へ委託	(処理後の燃え殻は管理型処分場に埋立処分)
中間処理業者(焼却)へ委託	(処理後の燃え殻はセメント原料として再資源化)

< 有害廃アル >

中間処理業者(焼却)へ委託	(処理後の燃え殻は管理型処分場に埋立処分)
中間処理業者(焼却)へ委託	(処理後の燃え殻はセメント原料として再資源化)

【 別紙2-1 】　　特別管理産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

当工場では、公害防止管理組織にて、公害防止統括者、代理者、公害防止責任者、公害防止管理者を選任し、廃棄物排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む検討を行なっています。

公害防止管理組織

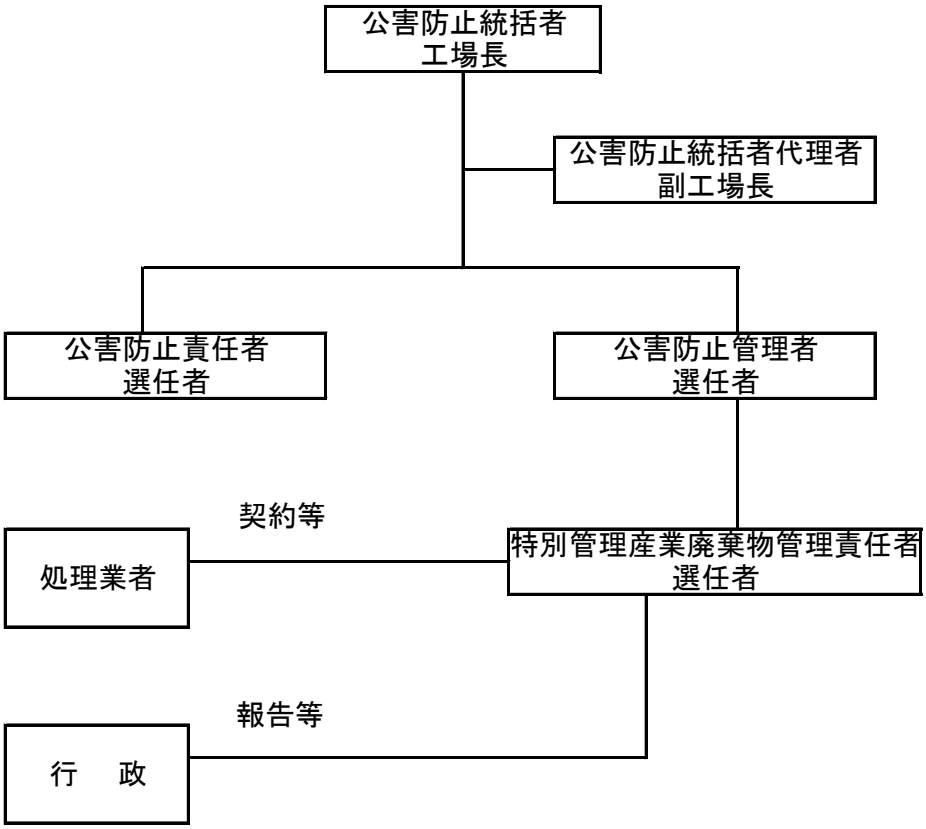

※分担

環境管理課
- 廃棄物処理計画書等の策定、 委託業者選定、 委託契約締結、 マニフェスト交付管理等、 廃棄物の分別、 保管状況等の把握、 部署間の調整

製造課、総務部、品質管理部
- 部署内の発生廃棄物の発生量削減、分別、場内保管場所への運搬
  部署内人員への分別方法等の徹底

【 別紙2-2 】　　廃棄物管理体制

当工場では、廃棄物管理組織にて、廃棄物管理責任者等を選任し、廃棄物の種類、分別方法、保管場所への運搬、保管方法、チェック体制等を含む事項の検討を行っています。

廃棄物管理組織

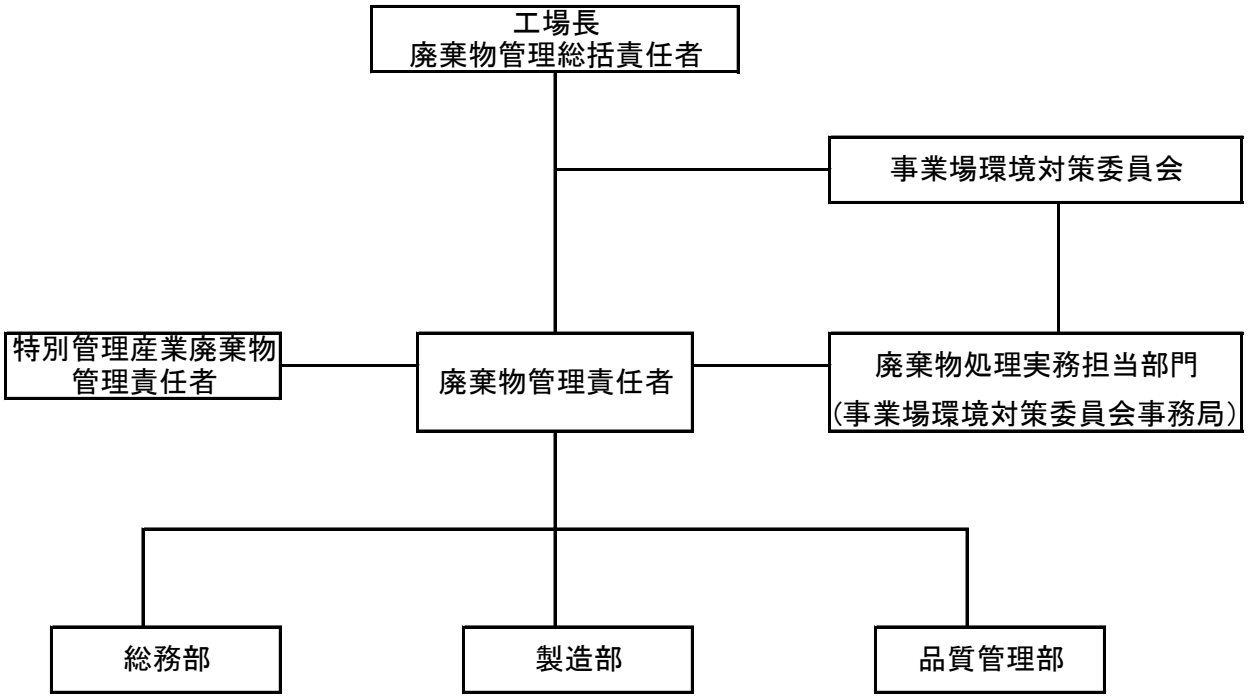

【 別紙3 】　特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<table>
<tr><td rowspan="2">①現状</td><td>【前年度 （　6　年度）実績】
<table>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>廃　油</td><td>廃　酸</td><td>廃　ア　ル</td><td>有害廃油</td><td>有害廃酸</td><td>有害廃アル</td><td></td></tr>
<tr><td>排 出 量</td><td>2,118　t</td><td>780　t</td><td>1,217　t</td><td>86　t</td><td>138　t</td><td>11　t</td><td>t</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（これまでに実施した取組み）
　特管廃液の発生を考慮した製造方法を検討している。しかし、当工場の製造施設は委託生産であり、システム上の制約もあって、すべての製品の製造方法の変更は難しく、廃液排出の抑制も同じく難しい。
しかし、各職場において、アイデアを出し工程改善を行ない、廃液排出の抑制に努めている。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">①計画</td><td>【目標】
<table>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>廃　油</td><td>廃　酸</td><td>廃　ア　ル</td><td>有害廃油</td><td>有害廃酸</td><td>有害廃アル</td><td></td></tr>
<tr><td>排 出 量</td><td>1,906　t</td><td>702　t</td><td>1,096　t</td><td>78　t</td><td>124　t</td><td>10　t</td><td>t</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（今後実施する予定の取組み）
　環境負荷の低減に配慮した製品及び製造プロセスの開発を通して特管廃液排出の抑制に努める。また、更なる工程改善によって、廃液発生の抑制を行ないたい。
また今後も、続的に改善し、積極的に推進させ、廃液の抑制に努める。</td></tr>
</table>

【 別紙4 】　特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状　【前年度（　6　年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃油	廃　酸	廃　ア　ル	有害廃油	有害廃酸	有害廃アル	
全処理委託量	2,118　t	780　t	1,217　t	86　t	138　t	11　t	t
優良認定処理業者への処理委託量	2,104　t	780　t	760　t	86　t	138　t	11　t	t
再生利用業者への処理委託量	1,858　t	693　t	1,217　t	86　t	87　t	0　t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0　t	0　t	0　t	0　t	0　t	0　t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行なう業者への処理委託量	0　t	0　t	0　t	0　t	0　t	0　t	t

（これまでに実施した取組み）

弊社より排出される特管産業廃棄物は可能な限り、燃料や冷却水等として再生利用される中間処理業者への排出を行ない、排出廃棄物のリサイクルを推進してきた。また、優良認定処理業者、認定熱回収業者へは積極的に委託処理を進めて行きたい。

①計画　【目標】

産業廃棄物の種類	廃油	廃　酸	廃　ア　ル	有害廃油	有害廃酸	有害廃アル	
全処理委託量	1,906　t	702　t	1,096　t	78　t	124　t	10　t	t
優良認定処理業者への処理委託量	1,906　t	702　t	1,096　t	78　t	124　t	10　t	t
再生利用業者への処理委託量	1,906　t	702　t	1,096　t	78　t	124　t	10　t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0　t	0　t	0　t	0　t	0　t	0　t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行なう業者への処理委託量	0　t	0　t	0　t	0　t	0　t	0　t	t

（今後実施する取組み）

引き続き燃料や冷却水等として再生利用される中間処理業者への排出を行ない、排出廃棄物のリサイクルを推進する。また、認定熱回収業者、優良認定処理業者の情報があれば、委託を変更することでサーマルリサイクルにも貢献していく。